

別表

特定健診・特定保健指導の有用性調査事業委託業務 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 辞退者及び失格者を除いた者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
- 3 2に該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 4 3に該当する企画提案者が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。
- 5 2、3及び4に関わらず各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(100点満点)

評価項目		評価内容	配点
事業目的の理解度	1	事業内容の趣旨及び目的を十分理解しているか。	10
事業の提案内容	2	○データ分析の能力 ・仕様書に沿った分析が可能であることが、具体性、妥当性及び実現可能性を持って提案されているか。 ・分析に必要な知識・技術を備えているか。	15
	3	○分析結果資料 結果の表記や分析コメントが、的確で理解しやすい内容か。	15
	4	○市町向け研修会の開催 研修会資料は分析結果の解説のほか、市町が特定健診等の実施率向上を目指す上で効果的な内容となっているか。	10
事業実施に当たっての実現性・計画性	5	事業内容やスケジュールなどが明示された、具体的で実現可能な事業計画が構築されているか。	10
事業実施体制	6	事業計画を確実に実施する体制を整えているか。	10
専門的知識	7	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。 分析や報告書作成等の課程で、医学分野や公衆衛生分野等の学識経験者や有資格者等からの助言を受けられる体制にあるか。	5
セキュリティ	8	個人情報保護や情報漏洩に対する対策が十分にとられているか。	5
事業実績	9	過去に類似・関連事業の実績があるか。	10
	10	過去の事業実績は本事業に活かせる内容であるか。	5
費用の積算	11	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
総計			100

(選定委員)

	所属	役職
1	栃木県保健福祉部健康長寿推進課	課長
2	栃木県保健福祉部健康長寿推進課	課長補佐（総括）
3	栃木県保健福祉部健康長寿推進課	高齢者医療担当（GL）
4	栃木県保健福祉部健康長寿推進課	国保運営担当（GL）
5	栃木県県西健康福祉センター	所長